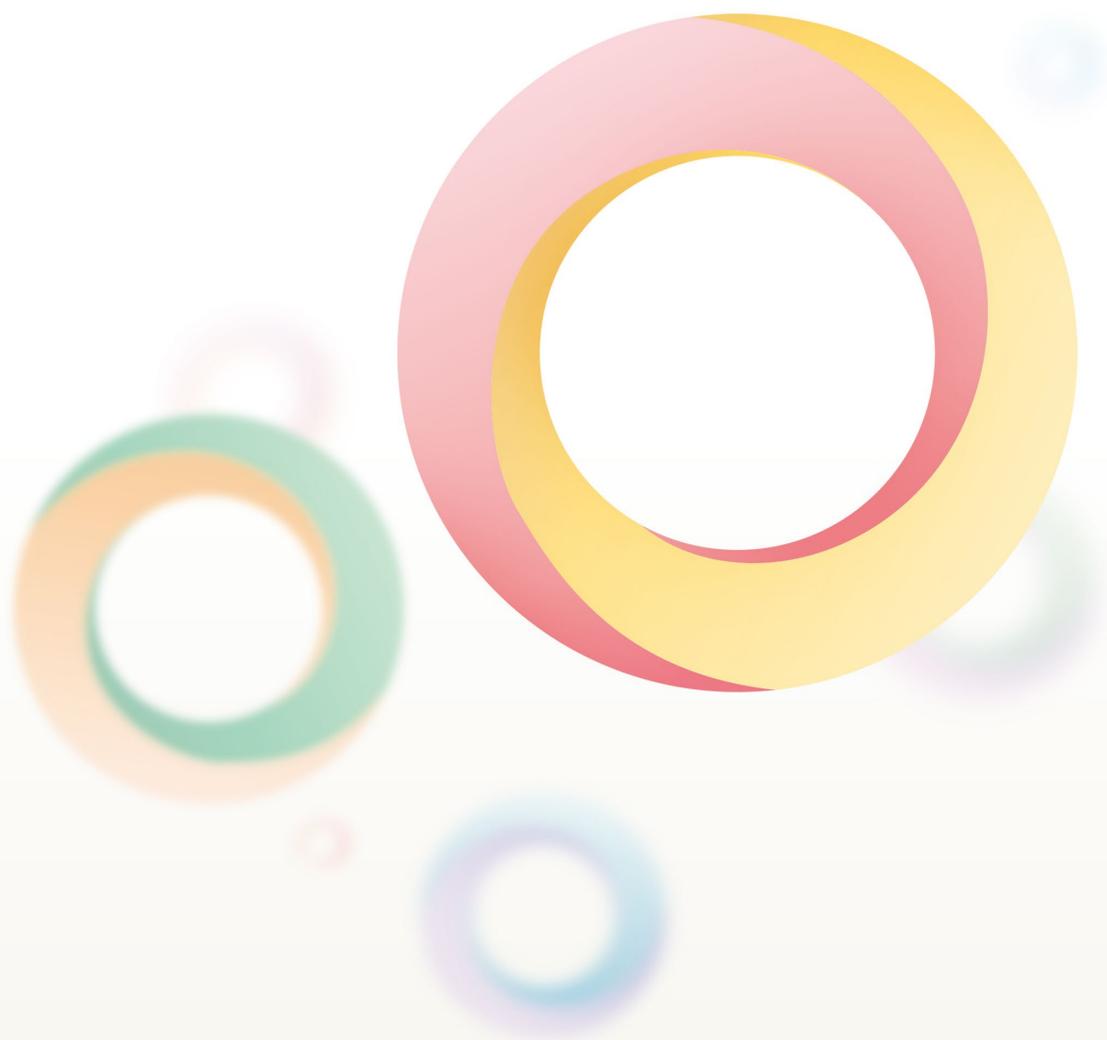


成年後見の実務

—フローチャートとポイント—

編集 公益社団法人
成年後見センター・リーガルサポート



新日本法規

【参考書式2】重要事項説明チェックリスト

重要事項説明チェックリスト

[成年後見・保佐・補助・開始審判申立て]

〇〇事務所

項目	説明内容	特に説明・確認したい事項		
1	申立て	申立てについて	<input type="checkbox"/>	審判手続の流れの説明(別紙図面〔省略〕参照)
		取下げ制限	<input type="checkbox"/>	家庭裁判所の許可が必要であること
2	申立費用	費用負担者	<input type="checkbox"/>	申立費用負担者の説明
		費用の内訳	<input type="checkbox"/>	申立手数料・登記手数料・予納郵券
			<input type="checkbox"/>	鑑定費用
		その他費用	<input type="checkbox"/>	専門家報酬その他
3	後見人等候補者	第三者後見人の可能性	<input type="checkbox"/>	候補者が選任されるとは限らない点について
			<input type="checkbox"/>	複数後見・法人後見の可能性
			<input type="checkbox"/>	後見監督人等について
		後見制度支援信託・支援預貯金について	<input type="checkbox"/>	多額の流動資産の有無(有・無)
4	制度の理念	本人のための権利擁護制度	<input type="checkbox"/>	ノーマライゼーション
			<input type="checkbox"/>	自己決定の尊重
			<input type="checkbox"/>	身上配慮義務
5	後見等が開始したら	継続性	<input type="checkbox"/>	一時しのぎの制度ではないことについて
			親族が後見人等になったとき	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>		身上保護に配慮する義務
		<input type="checkbox"/>		家庭裁判所への報告義務
		第三者が後見人等になったとき	<input type="checkbox"/>	財産管理
			<input type="checkbox"/>	身上保護
		報酬の発生	<input type="checkbox"/>	親族の協力の必要性
6	申立ての動機	遺産分割	<input type="checkbox"/>	報酬付与審判と負担者
			<input type="checkbox"/>	特別代理人選任の可能性
		居住用不動産の部分	<input type="checkbox"/>	法定相続分の確保
			その他	<input type="checkbox"/>
		<input type="checkbox"/>	申立ての動機の実現性	

(説明をした専門職)

氏名： _____ 印

上記から、成年後見・保佐・補助 開始審判についての説明を受けました。

令和 年 月 日

住所： _____

氏名： _____ 印

本人との続柄 (_____)

1 収入・支出の管理

- (1) 通帳記録、現金出納帳の記録、領収書の保管、預け金のチェック
- (2) 収入の確保（年金、不動産収入、生活保護、保険金、給与（賃金））
- (3) 費用の支払（施設利用料、介護・医療サービスの利用料、水道光熱費、家賃・地代）
- (4) 医療・介護・福祉における各種減免手続
- (5) 後見事務費の清算

(1) 通帳記録、現金出納帳の記録、領収書の保管、預け金のチェック

財産管理事務の中で最も基本的な事務が、通帳記録による入出金の管理です。

年金や福祉手当等の収入は口座振込の方法により受領することが通常です。その他の収入がある場合にも口座に入金されるようにしておきます。また、水道光熱費や介護費用等の定期的な支出についても、可能な限り支払方法を口座引落とし・口座振替としておきましょう。入出金を口座での取引に集約することで、通帳記録による収支のチェックが容易になります。

施設等への預け金を定期的に確認（出納帳や領収書）することも必要です。また、在宅の被後見人等に生活費を届ける際にも工夫が必要です。ひとり暮らしの場合には、記録を残し本人に確認の署名をもらったり、可能であれば訪問介護ヘルパー等の第三者に立会いをしてもらうのもよいと思われます。家族と同居している場合には、基本的な生活費（水道光熱費や食費）の本人負担分を家族に、本人には本人が自分で使う分を渡すなど、状況に応じた対応が必要です。

(2) 収入の確保（年金、不動産収入、生活保護、保険金、給与（賃金））

◆年金

本人が年金の受給要件を満たしているときには、本人の住所地を管轄する年金事務所に年金の請求手続を行います。

老齢基礎年金・老齢厚生年金については、本人が加入期間等の支給要件を満たし、支給開始年齢（65歳）に達していれば受給することができます（なお、老齢基礎年金・老齢厚生年金の支給要件を満たしていれば、60歳以降であれば年金の繰上げ支給を請求できますが、一定額が減額されます。）。

また病気やけがによって生活が制限されるような場合には、国民年金から障害基礎年金が、厚生年金からは障害厚生年金又は障害手当金の支給が受けられる場合があります。一定の障害状態にあること等の支給要件があるので年金事務所に相談しましょう。

本人の配偶者等が死亡したときは、国民年金から遺族基礎年金が、厚生年金から遺族厚生年金が受けられる場合があります。また寡婦年金又は死亡一時金の支給が受けられる場合もあります。

公的年金以外の個人年金を受給している場合、定期的に現況届を行う必要があります。現況届が必要な年金は、個人年金やかんぽ生命の年金保険等です。以前は公的年金についても現況届が必要でした。しかし住民基本台帳ネットワークシステムにより、日本年金機構が生存の確認を取れるようになったため、現在はほとんど行われていません。

障害年金については、一部の方を除き数年ごとに障害状態確認届を提出しなければなりません。誕生月の3か月前の月末に日本年金機構から障害状態確認届が届くので、かかりつけの医療機関の診断書をその都度取得して誕生月の末日までに提出する必要があります。

◆不動産収入

本人に収益不動産の賃料収入がある場合には、賃借人や賃料の支払方法、入金口座を把握し、賃料が滞りなく支払われているかどうかをチェックします。滞納がある場合には支払の催促をすることも後見人等の職務に含まれます。状況に応じて、賃貸物件の管理を業者に依頼することもよいでしょう。

賃料収入がある場合には確定申告が必要になることもあります。

◆生活保護

本人の資産を活用する様々な方策をとった上で、なお本人の生活資金が枯渇しそうなきや、本人の収入が生活保護基準に満たないようなときには、生活保護の申請を行います。窓口は本人の住所地を管轄する福祉事務所の生活保護担当です。

福祉事務所を設置していない町村では町村役場で申請します。

村の国民健康保険担当窓口など)です。この申請をしていなかった場合であっても、次の高額療養費の還付の手続を取ることによって減免を受けることができます。

なお70歳以上の高齢者については、病院からは自己負担限度額のみが請求されるので限度額適用認定証の交付はありません。ただし、現役並み所得者のうち一定の人は限度額適用認定証の提示が必要なので窓口で確認しましょう。また、70歳以上75歳未満の人は受診のときに加入している保険者が発行する「高齢受給者証」も併せて提示する必要があります。

◆高額療養費の還付

医療費が高額となり、同一の月(1日から月末まで)に一定額を超えた場合で、事前に限度額適用認定証を取得せずに医療費を支払ったときは、申請によってその超えた額が支給されます。負担限度額は所得の額によって変わります。

申請先は、本人の加入している保険者(市区町村の保険年金課担当窓口など)です。

複数医療機関を受診している場合や世帯合算や多数回該当等の場合は、担当窓口から連絡が来ます。

◆限度額適用・標準負担額減額認定(入院時食事療養費・入院時生活療養費)

住民税非課税世帯については、申請により限度額適用・標準負担額減額認定証が交付されます。これを医療機関に提示することにより入院時に支払う標準負担額が減額されるとともに、入院するときの食費として「入院時食事療養費」が、65歳以上の人が医療療養病床に入院するときの食費と居住費として「入院時生活療養費」が保険者より支給されます(国保52・52の2、健保85・85の2)。入院時の食費等の標準負担額については、所得・年齢・入院日数により異なります。また、入院期間が90日を超える場合には、医療機関の領収書の写しなど入院期間を証明する書類を保険者の窓口提示し、長期入院に該当する認定証の交付を受け、それを病院に提出又は提示することで更に負担額が軽減されます。

アドバイス

限度額適用・標準負担額減額認定は申請日が属する月の1日から遡って有効となります。入院をしたときは速やかに申請を行い、入院した日が属する月末までに病院に認定証を提示しましょう。

◆医療費の一部負担金の減額・免除・支払猶予

被保険者が震災・火災等に罹災し死亡若しくは障害者となり、又は居住する家屋等に損害を受けたとき、失業等により収入が著しく減少したときなど医療費の一部負担金を支払うことが困難になったときに、保険者に申請を行うことで、減額・免除・支払猶予を受けることができます。医療を受けるときに、認定を受けた証明書を医療機関に提示します（国保44、健保75の2）。

◆無料低額診療事業

低所得者、要保護者等の生活困窮者を対象に、当該事業を実施する医療機関において、無料又は低額な料金を診療を行う事業です（社会福祉2③九）。市区町村の担当窓口で無料（低額）診療券を発行してもらい、医療機関で提示をして医療を受けます。

◆自立支援医療

精神疾患（統合失調症、気分障害、知的障害等）により、定期的に通院医療を受ける必要があり、世帯所得が一定の額以下である人を対象に、治療に係る自己負担額を申請により減額する制度です。市区町村の保健所・保健センター等の担当窓口にて医師の診断書等の必要書類を添付して申請します（障害総合支援52、障害総合支援規35）。申請が認められると受給者証が交付され、これを医療機関の窓口にて提示すると自己負担が原則1割になります。有効期間は1年間ですので、毎年更新手続きをする必要があります。

◆重度心身障害者医療費助成

心身に重度の障害がある人が、医療機関等を受診した場合に都道府県や市区町村等が自己負担額を助成する制度です。市区町村の障害福祉担当窓口にて申請し、申請が認められると受給者証が交付されます。医療機関を受診する際に、健康保険証と共に受給者証を提示することで全額又は一部の助成を受けることができます。

対象者の範囲は都道府県・市区町村によって異なります。身体障害者手帳や療育手帳を有している人などが対象ですが、所得が一定の額未満であることが要件となることがありますので詳細については担当窓口にて確認する必要があります。

◆介護保険負担限度額認定

介護保険施設に入所（滞在）した場合に、居住費（滞在費）・食費について、所得の低い人については負担の上限額（負担限度額）が定められ、負担が軽減されます（介保51の3・61の3）。

対象者は①住民税非課税世帯であり、かつ預貯金の額が一定額以下である者、②生活保護法における被保護者・要保護者、③住民税非課税世帯に該当する者のうち特例減額措置に該当する者です（介保規83の5・97の3）。

利用者負担は所得などの状況から4段階に分けられており、段階ごとに決まっている1日当たりの食費や居住費（滞在費）を施設に払うことになります。

市区町村の介護保険担当窓口に申請をし、認定後交付された「介護保険負担限度額認定証」を利用する施設に提示します（介保規83の7・97の4）。認定証の有効期間は申請した日の属する月の初日から7月末までです（介保規83の6④⑥・97の4）。

軽減の対象となるサービスは以下のとおりです（介保51の3・61の3）。

- ・介護老人福祉施設（特養）：居住費・食費
- ・介護老人保健施設（老健）：居住費・食費
- ・介護療養型医療施設：居住費・食費
- ・介護医療院：居住費・食費
- ・短期入所生活介護：滞在費・食費（介護予防を含みます。）
- ・短期入所療養介護：滞在費・食費（介護予防を含みます。）
- ・地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護：居住費・食費

◆社会福祉法人による利用者自己負担の減額制度

住民税非課税世帯であって、定められた要件を満たす人が社会福祉法人の提供する一定のサービスを利用するときに、利用者負担額を減額する制度です。

軽減対象であるかどうか、サービス提供者の社会福祉法人に確認しましょう。

◆高額介護サービス費

介護保険制度を利用した介護サービスの自己負担は原則1割ですが、この合計額が同じ月に一定の上限を超えたとき、申請をすると、上限を超えて支払った利用料が払い戻される制度です（介保51）。

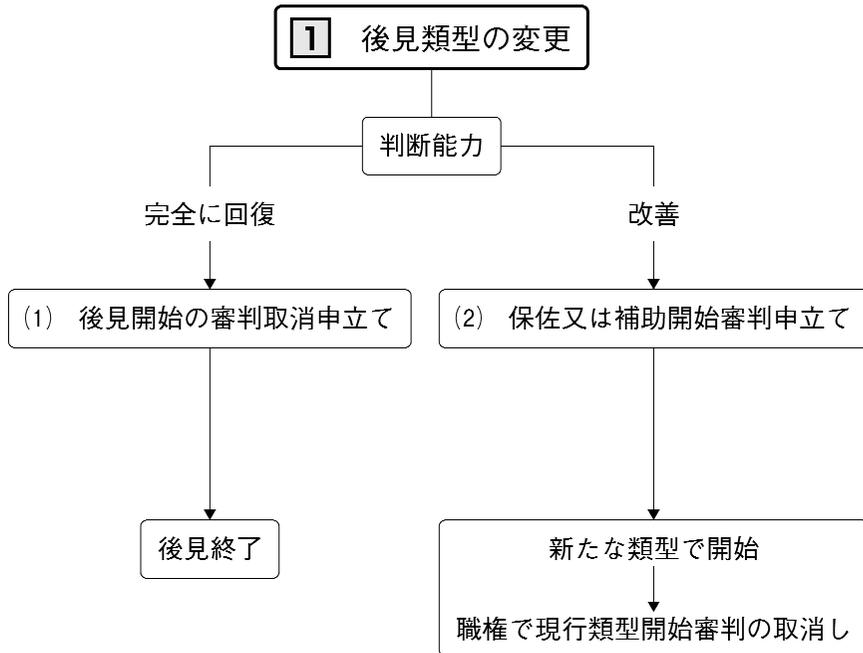
介護サービスを受けてから3か月後くらいに、市区町村から申請書が届くので、この申請書を使って一度申請を行えば、以後は利用実績に合わせて自動的に支給されます。

◆障害福祉サービスの費用負担の軽減

障害福祉サービスの利用者負担は原則1割ですが、所得に応じた負担上限月額が定められており（障害総合支援法29③、障害総合支援令17）、支給決定を受けた範囲内の利用であれば利用したサービスの量にかかわらず上限月額以上の負担は生じません。

第6 その他

<フローチャート～後見類型の変更、後見人等の変更>



2 後見人等の変更

- (1) 後見人等が死亡した場合
- (2) 後見人等が解任された場合
- (3) 後見人等が辞任したい場合
- (4) 複数後見人等の一部が欠けた場合

- ① 判明している金融機関の窓口へ行き、成年後見制度利用の届出をすること。
- ② 成年後見人就任時若しくは財産目録作成の基準日の残高を預貯金通帳、残高証明書等で確認するとともに、把握していない取引口座がないか確認すること。金融機関で、名寄せを依頼するなどして、他に口座がないかどうか、確認するよう指示します。
- ③ 通帳を紛失している場合には、再発行の依頼をすること。
- ④ 後見開始後、新たな預貯金の口座が判明した際には、成年後見監督人に報告の上、金融機関への成年後見制度の利用の届出を行うこと。その後、成年後見人は成年後見監督人立会いの下、新たな財産目録を作成します。

アドバイス

財産目録作成前の財産行為については、急迫の必要がある場合にのみ認められることを、あらかじめ成年後見人に説明をします。食費、医療費、施設・デイサービス等の利用料や税金など、日常的な支出で既に発生しているもの、生活する上で継続的に発生しているものについて、支払をすることは問題ないと思われませんが、成年後見人が判断に迷った場合には、成年後見監督人に報告し、助言を求めるように指示します。

金融機関へ成年後見制度の利用に関する届出をした後に、成年後見監督人が選任された異時選任の場合、金融機関は成年後見監督人選任の事実を把握できません。このような異時選任の場合、成年後見人が成年後見監督人の届出を遅滞している場合には、成年後見監督人は積極的に金融機関に対して成年後見監督人選任の事実を通知すべきです。

イ 貸金庫

成年被後見人名義で貸金庫を借りている場合には、必ず開扉及び内容物の確認に立ち会う必要があります。成年後見人の要請がある場合にだけ同行すれば足りるということでないことに注意を要します。

ウ 負債

成年被後見人が銀行や消費者金融から借入れをしている場合には契約内容を確認し、今後の対応を検討します。

◆不動産

不動産については、固定資産税・都市計画税の課税明細書や納付書を見て、登記事



新日本法規